

血圧計導入促進助成事業について

会員の血圧計導入に対し、種別に応じた助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請**を、**装置導入後に実績報告**を行う必要があります。

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	別に定める助成対象機器（全日本トラック協会の助成対象機器） ※全日本トラック協会が別に定める助成対象機器
申請期間	令和元年7月1日（月）～令和元年12月20日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	取得価格の2分の1（※上限10万）
申請方法	<p>①交付申請（R1.7.1～R1.12.20） 機器の導入前に交付申請書を提出して下さい。※見積書（写）要添付</p> <p>②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。</p> <p>③実績報告（～R2.2.28） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：請求書及び領収書の写し</p>
注意点	<p>①国の補助金と重複して申請できません。</p> <p>②各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。</p> <p>③申請と異なる導入（機器の変更）を行う場合は、取下届が必要です。 導入機器の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。</p>

令和元年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

平成31年3月19日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算

3,000千円

3. 助成交付額

1事業者1台 取得価格の2分の1（上限100,000円）

4. 助成対象血圧計

管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とする。

5. 実施期間

平成31年4月1日から令和2年2月28日までとする。

但し、交付申請については12月20日まで、実績報告については2月28日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

血圧計導入促進助成金交付要綱を別に定める。

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月19日制定
公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める基準を満たす機器とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、別に定める額を交付する。
ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1による助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 県ト協は、前条共通様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1による助成金交付申請書により会員事業所へ通知する。
2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第7条 会員事業者が、血圧計導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2実績報告書を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更)

第10条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式㊦の変更届を提出しなければならない。
ただし、導入する機器を変更する場合は、取下げ後あらたに交付申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定後導入を取りやめた場合、速やかに申請の取下げをしなければならない。

(助成金の返還)

第12条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1)この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第13条 会員事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)(平成30年3月19日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

令和元年度助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請にあたっての確認事項（内容をご確認頂き、間違いなければ□に✓を付して下さい）

- 長崎県内の認可営業所で使用する機器及び事業用自動車に装着する機器に対してのみ申請を行います。
- 実績報告期限が令和2年2月28日である事、3月以降の導入分は助成の対象外である事を確認しました。
- その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額： 円

申込者 (導入事業者)	会社名称			
	代表者の 役職・氏名	(印)		
	会社住所	〒	-	
	担当者名		TEL :	
			FAX :	

※ 1.該当するものに○を付してください。 2.導入機器毎に作成（申請）してください。

申請助成事業		DR : ドライブレコーダ (連携型・連携型)		
		S : 安全装置 (バックアイカメラ・アルコールインターロック・I T点呼用アルコール検知器・側方視野確認支援装置)		
		B : 衝突被害軽減ブレーキ装置 ※車両総重量 3.5t 以上 8t 未満のトラックに助成対象装置を装着した場合		
		A : アルコール検知器		
		H : 血圧計		
		I : アイドリングストップ支援機器 (蓄熱マット・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置)		
導入機器	メーカー名 :	機器名・型式 :	導入台数 :	
			台	
導入完了予定月 : 年 月 ※令和2年2月28日までに導入(支払)完了するものが助成対象です。				
導入方法 : 買取り ・ リース ・ その他 ()				

※添付書類 : 見積書の写し (機器名、型式等がわかるもの)

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付決定 (令和 年 月 日付 ※助成予定額： 円)
 ※交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退 (会員待遇停止、除名処分含む) した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

決定保留 (予算超過の為)
 ※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。
 補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

機器導入後は、速やかに (1か月以内に) 実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会 (担当：)

R1	第 号

請求内訳書

整理 番号	装着車両登録番号 (営業所名)	装着(設置)月	助成金額
1	()	年 月	円
2	()	年 月	円
3	()	年 月	円
4	()	年 月	円
5	()	年 月	円
6	()	年 月	円
7	()	年 月	円
8	()	年 月	円
9	()	年 月	円
10	()	年 月	円
合計			円